

施設経営情報

社会福祉法人 富山県社会福祉協議会
 社会福祉施設経営相談室
 TEL 076(432)6219
 FAX 076(432)6532

平成 31 年 4 月 20 日 No. 138

年次有給休暇の時季指定が義務付けられます (その 2)

年次有給休暇は、パートタイム労働者、アルバイト、外国人技能実習生など、全ての労働者に適用されます。時季指定義務は、下表の二重線内の部分について、義務付けられます。

《年次有給休暇の付与日数》 (労働基準法第39条①項、②項、③項)

① 週所定労働日数が5日以上又は、週所定労働時間が30時間以上の労働者

勤続勤務年数	6箇月以上	1年 6箇月以上	2年 6箇月以上	3年 6箇月以上	4年 6箇月以上	5年 6箇月以上	6年 6箇月以上
付与日数	10	11	12	14	16	18	20

② 週所定労働日数が4日以下かつ週所定労働時間が30時間未満の労働者

勤続勤務年数		6箇月以上	1年 6箇月以上	2年 6箇月以上	3年 6箇月以上	4年 6箇月以上	5年 6箇月以上	6年 6箇月以上
週所定労働日数	1年間の所定労働日数							
4日	169～216日	7	8	9	10	12	13	15
3日	121～168日	5	6	6	8	9	10	11
2日	73～120日	3	4	4	5	6	6	7
1日	48～72日	1	2	2	2	3	3	3

③ 認定職業訓練を受ける未成年者で、上記②に該当する労働者を除く

勤続勤務年数	6箇月以上	1年 6箇月以上	2年 6箇月以上	3年 6箇月以上	4年 6箇月以上	5年 6箇月以上
付与日数	12	13	14	16	18	20

《年次有給休暇の時間単位付与について》 (同法第39条④項)

使用者は、過半数で組織する労働組合、ない時は過半数を代表する者と書面による協定を締結し、労働者が有給休暇を時間単位で請求した時は、5日以内に限り付与することが可能。

《年次有給休暇の請求について》 (同法第39条⑤項)

使用者は、労働者の請求する時季に与えなければならない。請求された時季に与えることが、事業の正常な運営を妨げる場合は、他の時季に与えることができる。

⇒【最高裁判決を受けての通達】 法定要件を充たした場合、法律上当然の労働者の権利であり、労働者が時季の指定をしたときは、客観的な事由が存在し、使用者が、時季変更権を行使しない限り、時季の指定によって就労義務が消滅する。労働者の「休暇の請求」や、使用者の「承認」などの観念を容れる余地はない。

《年次有給休暇のうち5日を超える部分について》 (同法第39条⑥項)

過半数で組織する労働組合、ない場合は労働者の過半数を代表する者との書面による協定を締結し、有給休暇のうち5日を超える部分については、その定めにより有給休暇を与えることができる。

【詳細については、お近くの監督署にお問い合わせください。】

社会福祉施設経営相談の利用状況

平成 31 年 2 月～平成 31 年 3 月

累計は 31 年度 3 月 31 日までの件数

区分	種 別	2月	3月	累 計	区分	種 別	2月	3月	累 計	区分	種 別	2月	3月	累 計		
相 談 項 目	施 設 経 営	2		13	利 用 施 設	社会福祉協議会		1	4	相 談 の 手 段	文 書	5	1	49		
	施設利用者処遇			5		児童福祉施設			8		電 話				1	
	職 員 待 遇	1		19		老人福祉施設	3		26		来 所	1			2	
	会 計 ・ 税 務	2	1	28		障がい者施設	2		24		訪 問					
	安 全 ・ 衛 生			1							集 団 (ク・ループ)					15
	そ の 他	1		1		そ の 他	1		5		そ の 他					
合 計	6	1	67	合 計	6	1	67	合 計	6	1	67					

リース会計について(3)

Q

リース取引の会計処理事例の具体的な仕訳例を教えてください。

A

以下では、リース取引の中で実務上の適用例が最も多いと思われる「所有権移転外ファイナンス・リース取引」についての「利子込み法」を前提とした会計処理例を示します。

① 事例

(例) 備品についての所有権移転外ファイナンス・リース取引
 リース料総額 9,900,000
 利息相当額 900,000
 リース期間 5年 毎月末払(165,000×60回)
 リース取引開始日 00年4月1日

<利息相当額をリース料総額から控除しない方法(利子込み法)>

(A) リース取引開始日(00年4月1日)

(B/S) 有形リース資産 9,900,000 (B/S) リース債務 7,920,000
 (B/S) 1年以内返済予定リース債務 1,980,000

1年以内返済予定額=165,000×12回=1,980,000
 なお、この時点では「リース債務」と「1年以内返済予定分」を区分せずに「リース債務」として一括して仕訳することもできます。

(B) 第1回支払日(00年4月30日)

(B/S) 1年以内返済予定リース債務 165,000 (B/S) 現金預金 165,000
 <(C/F) ファイナンス・リース債務の返済支出 165,000>

「支払利息」は認識しないので、仕訳上も発生しません。

(C) 決算日(01年3月31日)

(i) 第12回目支払日

(B/S) 1年以内返済予定リース債務 165,000 (B/S) 現金預金 165,000
 <(C/F) ファイナンス・リース債務の返済支出 165,000>

(ii) ワン・イヤー・ルール適用

(B/S) リース債務 1,980,000 (B/S) 1年以内返済予定リース債務 1,980,000

翌期中に支払予定の金額=165,000×12回=1,980,000

(iii) 減価償却費の計上

(P/L) 減価償却費 1,980,000 (B/S) 有形リース資産 1,980,000

耐用年数=リース期間=5年
 残存価額ゼロ
 定額法とする(定額法償却率0.200)
 9,900,000×0.20=1,980,000

Q

労働時間数の変更があった場合の有給休暇の取り扱い

年の途中で所定労働時間数の変更があった場合、有給休暇の取扱いはどのようにしたらよいでしょうか?

- (1) 年の途中で、所定労働時間数の変更があったときの、時間単位年休の時間数はどのように変わるのか。
- (2) 時間単位の端数が残っていた場合はどのようになるのか。

A

時間単位年休として取得できる範囲のうち、1日に満たないため時間単位で保有している部分については、労働者の、1日の所定労働時間の変動に比例して時間数が変更されます。

(計算例)

1. 労働時間の変更前
 ⇒所定労働時間が8時間で、年次有給休暇の残日数が、
 ・5日(8時間/1日)+3時間=43時間
2. 労働時間の変更後
 ⇒所定労働時間が、8時間から、5時間に変更となった場合の年次有給休暇は、
 ・5日(8時間/1日)+3時間(3時間/1日)の残日数の、変更後の計算式は、次のとおりです。
 ・5日(5時間/1日)+2時間(※1.875時間となるが、1時間未満の端数は切上げて計算)の合計は、25時間+2時間=27時間になります。
 ※有給休暇が5日と3/8日残っていると考え、3時間については5時間×3/8=1.875時間になります。



- ・4月26日(金) 元気とやま福祉・介護職員合同入職式2019 富山県民会館
- ・5月17日(金) 県地域包括・在宅介護支援センター協議会総会・研修会 サンシップとやま
- ・5月17日(金) 県社会福祉法人経営者協議会総会・経営セミナー 富山第一ホテル
- ・5月29日(水) 県老人福祉施設協議会総会、県デイサービス協議会総会 サンシップとやま
- ・7月23日(火) 富山県老人福祉施設大会 富山市婦中ふれあい館